

# 特記仕様書・施工条件の明示

## 1 一般事項

### (1) 共通仕様書の適用

本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和6年4月改訂版）に基づき実施すること。

### (2) 規格数量総括書

別冊の規格数量総括書は契約書第1条に定める図面に付属する資料である。  
数量はこれに基づき施工を行うこと。

### (3) 施工計画書の作成

契約条件に基づき設計図書に示された工事工作物を、安全に且つ経済的に施工し、計画された以上のより良い品質・出来型を確保し、契約工期内での完成をするため、請負者は契約後速やかに施工計画書を作成し、工事監督員に承諾を受けること。施工計画書作成にあたっては、より現場条件に合った工法で且つより安全な工法を選定し、内容を十分検討すること。

### (4) 工事に使用する材料

- 1 本工事施工の為使用する材料は、森林土木共通仕様書「第2章 材料」に記載されたものの他、別冊の「使用資材一覧表」による。
- 2 請負者は、本工事で使用する資材の種別等について施工計画書に表記するほか、使用以前に工事監督員に承諾願を提出し、承諾を受けてから使用すること。

### (5) 標準図

標準図は標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて請負者は十分照査の上工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と請負者が協議の上設計変更を行う。

### (6) 下請選定通知・監理技術者の配置

- 1 本工事の施工に際し、工事の一部で下請（1次下請・2次下請等）を行う場合は、それぞれの工事施工内容を明確にするため、必ず下請会社と下請契約（標準下請契約約款）で契約を行うものとし、直ちにその契約の写し・施工体制台帳・下請選定通知（建設工事事務取扱標準様式 第25号様式）を発注者（工事監督員）に提出し、承認を得なければならない。
- 2 発注者との契約で工事の前払金がある場合において下請契約を行う場合には、中小企業経営者の保護の観点等から、極力同様の割合の前払金を支払い、かつ手形で支払う場合にはその支払い期限を90日以内とするなど、契約に際しては中小企業経営者に対し最大限配慮するように努力すること。

(7) 概数の適用

- 1 工事数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。  
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書の作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を請負者に行わせることがある。  
この場合、発注者と請負者は別途協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 4 概数に係る標準図は、標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて請負者は照査のうえ、工事を実施するものとする。  
なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。
- 5 附带的に発生する工種（溝渠工（暗渠、路面排水））の数量が概数になっているものの施工位置については監督員と協議して決定すること。  
また、位置の変更により、新たに必要となる項目については概数とする。
- 6 土工量の精査に伴い新たに必要となる項目についても概数とする。
- 7 工事に係る概数の基本的な考え方
  - ・工法の変更、主要構造物等の構造・規格・品質の変更、新工種は概数としては扱わない。
  - ・当初設計にあるもので位置・区間・延長の変更は概数とする。
  - ・取付道路・地下排水工・道路反射鏡については、箇所数及び延長等が変更になっても概数とする。

(8) 参考文献

- 施工計画書のほか、提出が必要な書類作成にあたっては次の文献等を参考にし、その他必要に応じて工事監督員と協議すること。
- ・森林土木工事施工計画書作成の手引き（平成15年4月改訂版）

## 2 環境対策関係

(1) 工事公害防止のための制限

- 1 排出ガス対策型機械の使用について  
本工事において共通仕様書1-36に示す建設機械（機種）を使用する場合は、建設現場の作業環境の改善及び大気環境の保全を図るため、排出ガス対策型機械(以下、「排対型機械」という。)を使用することを原則とする。
- 2 公道に路面汚損の恐れがある場合は、防止のための措置を講ずること。

(2) 地域生活環境 及び 希少動植物（絶滅危惧種・希少種・留意種等）への影響

- 1 本工事においては、事前に工事周辺の環境影響調査を委託等で実施し、当地区及び近郊には、特筆すべき地域生活環境への影響がなく、希少動植物（絶滅危惧種・希少種・留意種等）についても特に確認されず影響を与えることがないと判断し、工事を行うこととしている。
- 2 工事期間中においては、受注者としてそのことを十分踏まえて施工を行うとともに、万が一、地元地域住民の生活環境 及び 希少動植物等の環境に影響を与える恐れがあると判断される場合には、直ちに工事を中止し、工事監督員と協議すること。
- 3 希少動植物等とは、環境省 及び 北海道のレッドデータリスト等に掲載されている動植物等であるので、受注者は必ず事前にその対象内容（リスト）を把握しておくこと。

【リストの入手方法】

名称	アドレス	備考
環境省レッドデータリスト	<a href="http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html">http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html</a>	生物多様性情報システム RDB（絶滅危惧種）情報
北海道レッドデータリスト	<a href="http://rdb.hokkaido-ies.go.jp/index.html">http://rdb.hokkaido-ies.go.jp/index.html</a>	

### 3 他流用土、廃棄物等関係

#### (1) 他流用土の指定等

本工事で発生する他流用土（本線残土及びすきとり土）は、本線SP300、支線SP1200、に運搬し土場施設及び作業ポイント等として整地すること。

#### (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化

- この工事は建設工事に係る資源の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。  
分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。  
また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等を監督をさせなければならない。
- 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルトコンクリート塊）は、次のとおり再資源化することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処分施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上工事監督員と協議すること。
- 当該工事受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること【※受注者は、法令等に基づき、再資源化利用(促進)計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない】また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。
- 本設計図書において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、請負業者の都合により実際に発生させ、廃棄物をして処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令4条に基づく協議書の別紙様式を準用し、「4資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。

#### (3) 産廃処理の指定等

- 本工事で発生する建設副産物の発生抑制及び自ら利用や再生利用についての促進を図ること。  
また、自ら利用できない廃棄物については減量化に努めるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理すること。
- 下記搬出業者は、積算上近隣の施設までの距離であり、下記以外で適正処理可能業者であれば、その理由書及び必要な資料を提出の上監督員に報告し搬出先としても良い。

区分	処理場所	運搬距離
根株、末木枝条	(株)カワミナミ 虻田郡豊浦町字桜186-1	L=17.5km
コンクリート	(株)カワミナミ 虻田郡豊浦町字桜186-1	L=17.5km
- 廃棄物の処理を委託する場合は、許可内容を確認し、収集運搬業者及び処分業者などと事前に書面により委託契約を行うとともに、建設廃棄物管理票（マニフェスト）により工事監督員の確認を得ること。
- 廃棄物(抜根等)について、仮置(一時保管)があるときは、次のとおり工事監督員と協議すること。
  - 抜根の数量確認は、抜根の数量調書、施行計画図を作成し、工事監督員と現地確認すること。
  - 仮置(一時保管)箇所は、放置・不法投棄と見なされないように囲い及び表示板(一時保管の看板)を設置すること。

(4) 北海道循環資源利用促進税

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
- 2 当該工事では循環税相当額を見込んでいないが、適切な工程管理において産業廃棄物が最終処分場または中間処理場に搬入されて、循環税相当額が必要となる場合は別途、協議する。

#### 4 品質管理試験

(1) 基礎地盤支持力試験の指定等

- 1 本工事において、横断排水工の基礎地盤で、支持力の確認のため、スクリューウエイト貫入試験を行うものとする。ただし基礎地盤において岩盤が確認された場合は、その時点で監督員と協議すること。

試験箇所は、各路肩部の2箇所とする。(別紙のとおり)

試験結果については、所定の様式に整理した後、速やかに工事監督員と協議すること。

- 2 試験実施時は段階確認をうけることとする。

#### 5 安全・訓練等の実施、施工計画について

- (1) 労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に下記の実施項目の中から選択し、現場における安全・訓練等を、毎月1回以上の頻度で実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等による視覚教育
2. 安全関係法令等の周知
3. 工事内容等の周知
4. 安全衛生活動に関する手法の修得
5. 安全衛生活動の前月の反省と評価
6. 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
7. 災害対策訓練
8. 本工事で予想される事故対策
9. その他、安全・訓練等として必要な事項

- (2) 安全・訓練に関する施工計画の作成

- 1 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

- (3) 現場周辺

- 1 工事箇所周辺の住民等に対しては、工事車両のスピード出し過ぎ・騒音・粉じん等で不安等を与えないよう注意すること。

- (4) 伐倒作業について

- 1 支障木(かん木を除く)または本数調整伐等において、チェーンソー伐倒作業を行う場合は伐倒木樹高の2倍以上を立入禁止区域とすること。

## 6 工事施工について

### (1) 切土工・盛土工

- 1 岩盤と土砂が混在した埋戻しに際しては、土砂から優先的に埋戻す計画を立て行うこと。
- 2 工事請負者は、工事着手に先立ち起工測量を実施し、測量結果を監督員に提出し打合せを行い、工事監督員の承諾を得なければ工事に着手（機械施工）してはならない。
- 3 現場条件により薄層盛土で滑動する恐れのある場合はあらかじめその表面かき起こし一体となるように入念に締固めを行わなければならない。

### (2) 路盤工

- 1 本工事による路盤材の小運搬は、土場施設等を仮置き場とし施工すること。
- 2 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議し設計変更の対象とする。
- 3 路盤工の施工に伴い、施工前に現場密度の測定を行うこと。

### (3) コンクリート工

- 1 コンクリートは、レディーミクストコンクリートとする。ただし、コンクリートは混合してから1.5時間以内に打込みを完了しなければならない。（監督員の承諾を得たときは、この限りでない。）

### (4) 管渠工

- 1 トラフ等の設計図書及び標準図において表示されている規格・寸法は、斜面に対しての垂直断面により管理すること。なお、詳細については工事監督員と協議すること。
- 2 目地モルタルの配合は特に指定のない場合は、配非1:2の硬練りとし、使用する所要量をその都度、調合しなければならない。

### (5) 排水施設工

- 1 構造物の基礎は、 $\phi 0\sim 80\text{mm}$ の再生骨材を用い、タンパーにより十分に締固め、不陸のないよう所定の厚さに仕上げなければならない。
- 2 埋戻しは、一層30cm以内とし、管渠等を損傷しないように慎重に施工するものとし、偏圧のかからないようタンパー等で左右均等に十分締固めること。
- 3 管等の一部を切断する場合は、十分に注意し、損傷が生じた場合は、取り替えなければならない。
- 4 側溝法面あるいは側溝敷より湧水等があり崩落等が予想される場合は、工事監督員に報告し指示を受けること。

### (6) 側溝工

- 1 湧水箇所においてU型トラフを設置する場合、湧水側の目地材は1 / 2程度とする。

### (7) 共通仮設費

- 1 すき取り土・抜根作業は、施工幅に十分注意し、丁張り後に搬出と残留を分かるよう区分整理し、工事監督員と打合せすること。また、立木伐倒作業においては、切りすぎに留意し監督員と打ち合わせる。また、敷地区域外で施工上特に必要と認められるものについては、工事監督員及び地権者と協議し指示を受けること。敷地区域の確認については、工事監督員と事前に確認し、立木伐倒の着手前及び完成後の写真を整備すること。

## 7 その他

### (1) 工事監督員の検査・確認・立会

- 1 本工事では工事監督員による検査・確認・立会について、発注者側から指定する項目は下記のとおりとするが、受注者側から別に指定する段階確認・立会については、発注者側から指定する段階確認の内容と併せて段階確認願・立会願を施工計画書に添付し、工事監督員の承諾を得ること。
- 2 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会が現地でなく机上で行う場合は、現地での施工状態が判別できる写真や図面・品質や出来型の証明等、必要書類を工事監督員に提示し、確認を受けるものとする。

(2) 段階確認について

- 1 契約書図書に記された施工段階において、下表の段階確認を行うものとする。別添「工事監督員による検査（確認含む）」の項目について工事監督員の確認を得ること。本工事における段階確認事項及び時期について次のとおりとする。

工種	確認時期	確認内容	備考
準備工	丁張り完了時	IP杭設置状況（角度、距離）	抽出（数カ所）
		切・盛土丁張り状況（距離、高さ、勾配）	
	廃棄物処理	除根前・除根後の確認	除根する根株と除根しない根株の管理
各産業廃棄物体積、重量の確認			
切土・盛土		土質の確認	土質の変化した場合のみ
路盤工	施工後速やかに	路床の確認	
排水施設工	床堀掘削完了時	床堀状況、基礎地盤、湧水状況	施工方法、設置位置確認
各支持力試験	試験時	基礎地盤状況	

(3) 現場不符号について

- 1 当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合、直ちに工事監督員に報告し、協議すること。

(4) 既設運搬路について

- 1 本工事に使用した既設の運搬路等において、工事車輛の通行等により補修の必要が生じた場合は、その発生原因・補修内容・補修方法・費用等を整理し、工事監督員と協議すること。但し、発生原因が受注者側の責任であることが明らかな場合には、報告後、受注者の責任において問題解決の処置を講ずること。

(5) 型枠用合板（道産材）の使用について

- 1 森林土木共通仕様書「第1章総則、1-48道産品の使用」でも明示されているとおり、本工事においても積極的な使用をすること。また、間伐材の積極的な有効利用をすること。
- 2 合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明する証明書を監督員に提出すること。
- 3 工事数量総括表において、〇〇型枠工（道産材）と明示されている型枠については、道産材利用促進の観点から、原則として道産材の型枠を使用すること。  
なお、指定仮設となることから、施工計画書の主要資材欄に、その使用予定数量を記載することとし、道産材であることを証明するため、納品書に「北海道産材合板」と明記されたものを提出すること。  
在庫不足等により、道産材型枠を使用出来ない場合は、工事監督員に理由書を提出すること。実際に使用した道産材型枠の数量により、設計変更の対象とする。

(6) 工事施行成績評定

- 1 本工事は施行成績評定対象工事である。なお、評定の基準・項目については「工事成績採点の考査項目別運用表」等に基づいて行っている。

(7) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林土木事業積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
- 3 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（等式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林土木事業積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(8) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

- 1 次の資材については、以下の調達地域等から調達する積算としているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
再生骨材	40mm級、80mm級	ゾーンE01 豊浦町・洞爺湖町
生コンクリート	C-4	ゾーンC-4 豊浦町・洞爺湖町

(9) 各種様式について

- 1 工事提出書類で使用する各種様式については、北海道水産林務部総務課ホームページの「水産土木工事・森林土木工事に携わるみなさまへ」を確認し提出すること。  
HPアドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/tekiseishikkou.htm>

(10) 木材・木製品の使用について

- 1 原則として、請負社は、北海道グリーン購入法基本方針に基づき、木材又は木材を原料とする資材を使用する場合には、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。  
木材の合法性の証明に当たっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月 林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。

(11) 電子納品について

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【森林土木工事編】（平成27年7月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとし、受注者の体制や準備の状況を考慮し工事監督員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、ガイドラインは最新版を使用すること。
- 2 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副2部提出する。ガイドラインに記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、ガイドラインの解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び施工計画書、工事施工協議簿、工事旬報等の押印された書類、出来形図、代表写真については、紙による成果品を1部納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（土木）（国土交通省）または市販のチェックシステム（ガイドラインに準拠したもの）によるチェックを行い、エラーの無いことを確認する。なお、電子納品チェックシステム（土木）を使用する場合、国土交通省の要領とガイドラインに差異のある箇所についてはチェックを行わなくてもよい。（目視等でチェックを行う）チェックを行った後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 ガイドラインについては、北海道水産林務部総務課のHP（下記URL参照）からダウンロード出来る。  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanri\\_group.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanri_group.htm)

(12) 公共事業労務費調査に対する協力について

- 1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負業者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- 2) 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負業者がなかった場合、請負業者は、その実施に協力すること。
- 3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるように、請負業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておくこと。
- 4) 請負業者が本工事の一部について下請負契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が第3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(13) 協議事項について

- 1 この工事は、ワンデーレスポンス試行対象工事である。  
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」若しくは「翌日」の一両日中に回答する取組である。（「翌日」が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）ただし、一両日に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、受注者が次の段取りができるような回答を「その日のうち」若しくは「翌日」の一両日中に行うこととする。
- 2 受注者は、ワンデーレスポンスを要する場合、事実が確認できる資料を添付のうえ、工事施工協議簿の右上余白に「【ワンデーレスポンス対象協議】」と記載し、工事監督員に提出すること。
- 3 受注者は、2の協議について、必要に応じ「協議事項」欄に「【回答期限日】」を記載すること。



- 4 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
- 5 上記によりがたい場合は、工事監督員と別途協議するものとする。

(14) この工事は、週休2日を促進する森林土木工事の試行対象工事である。

1 本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施の有無について施工計画書を提出する際に工事監督員と協議するものとする。

2 週休2日を促進する対象期間は工事着手日から工事完了日までとする。

週休2日とは、対象工事において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことを言う。対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間を言う。

年末年始休暇の6日間（12月29日から1月3日）及び夏期休暇の3日間（8月13日から8月15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業が余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

3 現場閉所とは、実質的に現場の作業を行っていない日のことをいい、現場点検、コンクリート養生、書類整理の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。

4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

5 当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じており、対象期間における現場閉所達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は履行状況に応じて経費の補正を行い、請負代金額を変更する。

区分	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

注1) 現場の閉所状況

①4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

②4週7休

現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

③4週6休

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合

注2) 4週6休に満たないもの及び工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、補正の対象としない。

6 対象期間を通し週休2日を100%実施した場合には、工事成績評価において加点評価する。なお、実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない。

7 受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人が見やすい場所に、「週休2日制確保試行工事」である旨を標示板に掲示するものとする。

8 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して工事監督員へ提出するものとする。

9 受注者は、週休2日の取得状況を工事旬報等により定期的に工事監督員へ提出するものとする。また、履行確認時には実施工程表等により休日取得結果を工事監督員に報告するものとする。

(15) 現場環境改善費について

1 現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。

(1) 別表より実施する項目を選択する。

(2) 実施内容は、(仮設備計画、安全関係、営繕関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については施工計画書を提出する際に協議する。

・別表

計上費目	実施する項目(率計上分)
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水・電力等の供給設備</li> <li>・緑化・花壇</li> <li>・ライトアップ施設</li> <li>・見学路及び椅子の設置</li> <li>・昇降設備の充実</li> <li>・環境負荷の低減</li> </ul>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事標識・証明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等)</li> <li>・盗難防止対策(警報機等)</li> <li>・避暑(熱中症予防)・防寒対策</li> </ul>
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)</li> <li>・労働者宿舍の快適化</li> <li>・デザインボックス(交通誘導警備員待機室)</li> <li>・現場休憩所の快適化</li> <li>・健康関連施設及び厚生施設の充実等</li> </ul>
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成予想図</li> <li>・工法説明図</li> <li>・工事工程表</li> <li>・デザイン工事看板(各工事PR看板含む)</li> <li>・見学会等の開催(イベント等の実施含む)</li> <li>・見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営</li> <li>・パンフレット・工法説明ビデオ</li> <li>・地域製作費等(地域行事等の経費を含む)</li> <li>・社会貢献</li> </ul>

(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

(16) 工事支障物件関係

1 支障物件(道有林内)

- ・この工事区域内に支障物件が出た場合は、工事監督員と協議すること。
- ・この工事に伴い支障木等が生じる場合は、「北海道有林野の産物売払規則」に基づき、林産物として買い入れていただく場合があります。
- ・この場合における手続等については、北海道(土地所有者)と別途協議すること。

(17) 林道ゲートの管理

1 林道ゲートは必ず通行後、施錠すること。

(18) 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- 2 用語の具体的な内容は次のとおりである。
  - ① 真夏日 日最高気温が28℃以上の日をいう。
  - ② 工期 通常の積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。なお工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
  - ③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。  
真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期なお工期期間中の真夏日には作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。
- 3 入札後に受発注者間で協議の上で、補正の適用を行うかどうか決定する。
- 4 補正の適用を行う場合、受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、工事監督員へ提出する。
- 5 気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。  
ただし、あらかじめ工事監督員と協議の上、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。
- 6 気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。  
補正後の気温(℃)＝気温(℃)－標高差(m)×0.6/100(m)  
ただし、標高差(m)＝工事現場の標高(m)－計測箇所の標高(m)
- 7 受注者は、工事監督員へ計測結果の資料を提出すること(概ね工事完了日の20日前)。
- 8 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。  
補正率(%)＝真夏日率×補正係数 ※補正係数1.2  
なお、計測期間については、受発注者間が協議の上で決めることとする。

(19) フレックス工期制

本工事は、フレックス工期制対象工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる。ただし、発注者があらかじめ工事の開始日を定めている場合、その日までに工事を開始すること。  
また、受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、実工期の変更を請求することができるものとする。  
通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しについては行わないものとする。

全体工期	令和6年5月27日	～	令和7年1月30日
通常工期	令和6年5月27日	～	令和6年12月10日(積算工期)

(20) 中間検査

本工事において、現場進捗状況に応じて中間検査が必要と認められる場合があります。中間検査を希望する場合は検査日時並びに検査内容及び必要な書類等について、事前に監督員と協議して下さい。

(21) 女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行対象工事

- 1 本工事は、女性も働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- 2 快適トイレの仕様については、以下の「①快適トイレに求める標準仕様」及び「②快適トイレとして活用するために備える付属品」の各項目を満たすこと。  
「③推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるので設置を検討すること。

①快適トイレに求める標準仕様

洋式便座  
水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）  
臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ることを容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）  
照明設備（電源がなくても良いもの）  
衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

②快適トイレとして活用するために備える付属品

現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示  
入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)  
サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）  
鏡付きの洗面台  
便座除菌シート等の衛生用品

③推奨する仕様、付属品

室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上）  
擬音装置  
フィッティングボード  
フラッパー機能の多重化  
窓など室内温度の調整が可能な設備  
小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

3 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意すること

- ①男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。（女性が現場にいない場合は、この限りではない）。  
参考事例集：<https://www.mlit.go.jp/common/001146979.pdf>
- ②契約後快適トイレ設置の実施を希望する場合、施工計画書提出時に工事施工協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。
- ③快適トイレを設置した場合、証明書類（支払い書類等）の写し及び設置状況が確認できる書類（写真等）を工事完成前日の20日程度前までに工事監督員に提出すること。
- ④快適トイレの費用については、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を共通仮設費「営繕費積上分」として設計変更で計上する。  
男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。（90,000円/2基・月が上限）  
（※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円/基・月（従来品）を減じた額）
- ⑤ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで90,000円/基・月を上限として計上可能とする。
- ⑥積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象として取扱うことが出来る。
- ⑦「快適トイレとして活用するために備え付ける付属品」の費用は計上しないが、現場環境改善費（率分）の対象として取扱うことが出来る。
- ⑧運搬費は共通仮設費（率分）に含むものとする。

(22) 提出書類

1 契約後速やかに提出するもの

①工事工程表・請負代金内訳書・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1・現場代理人等の経歴書・建設業退職金共済掛金収納書・共同企業体編成表(JVのみ)・積算労務単価報告書

2 工事完成時に提出しなければならないもの

①工事完成通知書・工事完成写真(施工前・完成(撮影年月日の記入))・建設業退職金共済証紙貼付実績書・建設業退職金共済証紙貼付内訳書(元請負人(下請負人を含む)が作成し保管)・木材及び木材加工資材の使用状況報告書・技能士活用状況報告書(実績)・北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和元年度環境物品等の調達実績(公共工事)」及び「令和元年度環境物品等の調達実績(北海道認定)リサイクルブランド)」

3 必要の都度提出するもの

①変更契約書・労働災害の発生について(報告)・労働者死傷病報告

②下請負人選定通知書・下請負人選定通知書(内容変更届)・施工体制台帳2-3・施工体制図・公共工事前払金保証証書・同(写)・前払金使途内訳明細書・前払金使途変更申請書・前払金使途変更承諾書・建設業退職金共済掛金収納書

(23) 「法定外の労災保険」の付保

本請負工事の受注者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

・この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害(後遺障害、死亡を含む)を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

・受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」(以下、「法定外労災保険」)を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

・受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・契約書23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

(24) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う積算対応について

・現行の安全帯(腰ベルト型)は共通仮設費に含まれるが、墜落制止用器具(フルハーネス型)は共通仮設費率に含まないため、墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用が原則とされる作業において、実際の使用にあたっては月額損料の差額を設計変更で計上できるので、希望する場合は監督員と協議すること。

(25) 土工計算における根株の取扱いについて

・根株(切り株)の撤去に伴う切土及び盛土量を概数として控除・加算している。  
概数の確定にあつては、根株体積をマニフェスト数量から算出する。  
また、現地状況等により、上記によりがたい場合は、別途協議する。

(26) 北海道インフラゼロカーボン試行工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

## 2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。

実施要領及び計画書様式については、北海道水産林務部総務課ホームページで確認すること。

URL [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri\\_group.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.html)

## 3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

① 計画書を作成し、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議する。

【注意】計画書は、電子データで提出すること。

② 工事監督員（主任監督員）は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。

評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。

③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。

④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。

⑤ 工事監督員（主任監督員）は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。

（ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。）

もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

## 4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。